

平成 21 年 6 月 1 日現在

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18730041
 研究課題名 (和文) スポーツ選手の労働者性と事故補償のあり方に関する考察
 研究課題名 (英文) A Study on the Status of Athletes as Employees and the Compensation for the worker's accidents

研究代表者
 川井 圭司 (KAWAI KEIJI)
 同志社大学 政策学部 准教授
 研究者番号：50310701

研究成果の概要：アメリカのプロリーグでプレーする選手は労働者と解され、集団的労働法のもとで労働条件改善を目指す道が与えられているものの、個別的労働法については、季節労働者として適用対象から除外されている。他方、労働災害に関しては、いわゆるアメリカ 4 大リーグでは労働協約に独自の労災補償制度が整備されているが、マイナー・スポーツあるいはマイナー・リーグの選手については、リーグ内の労災補償制度が不十分であることに加えて、州によっては公的労災補償制度の対象外とされている。こうして、低収入の選手が労災のリスクを負うという、いわば社会正義上の問題が生じている。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,100,000	0	1,100,000
2007 年度	800,000	0	800,000
2008 年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	2,100,000	60,000	2,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・社会法学

キーワード：労働法、スポーツ法

1. 研究開始当初の背景

わが国では、プロ野球選手および J リーガーは労働組合法および独占禁止法においては「労働者」と解される傾向にあるが、他方、労働基準法・税法の運用に際しては

実務上、「事業者」として扱われ、労働者保護法の適用対象外に位置づけられてきた。しかし、これら取扱いの不同については、これまでに十分な議論が交わされてきたわけではなかった。こうした中で、実業団で

は、いわゆるプロ契約に基づいて競技に参加する選手が増加しつつあった。

プロ野球では、2004年、オリックスと近鉄の合併に端を発した球界再編を巡って労使が対立し、プロ野球選手会が史上初めてのストライキを実施するに至った。その間に選手会が求めた団体交渉地位確認の仮処分において、地裁、高裁ともに、①選手会および機構・球団は団体交渉の主体となる、②球団合併に伴う労働条件については義務的団交事項に当たるなどの判断を示した。こうした経緯を経て、選手会が機構・球団に対して徐々に対等な交渉地位を獲得し、労使間の団体交渉が機能し始めた。この動向はプロスポーツリーグの労使関係の在り方の一形態として大いに注目された。

他方、2005年には、四国アイランドリーグ（野球）、bjリーグ（バスケットボール）が新たに発足するなど、プロリーグ新設の趨勢が全国的に広がり、競技を収入の糧とする選手が大幅に増加するに至った。その結果、これらスポーツ選手の就業（雇用）形態は複雑かつ多岐にわたり、選手契約の取扱いに関する実務での混乱も生じた。

以上の状況において、いわゆるプロスポーツ選手の労働法上の位置づけ、特に集団的労働法と個別的労働法の双方において、いかなる法的地位を得ることになるのか、そしてプレー中の事故については、労災補償法との関係においていかなる処理が妥当なのかについての考察、検討が急務となっていた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、近年急速に多様化が進む職業スポーツ選手の就業あるいは雇用形態について、その現状と問題点を正確に把握し、スポーツ選手への適切な社会保障のあり方を再考することで、わが国におけるス

ポーツ文化の定着と発展に寄与することにあった。なお、研究代表者が、2007年秋よりアメリカ・マサチューセッツ大学スポーツ経営大学院において在外研究に従事する機会を得たため、国際比較研究によって日本の課題を浮き彫りにすることとし、特にアメリカでの現状と動向を追うことにした。

具体的な研究目的は以下の6点である。

(1) 日本におけるプロスポーツ選手の労働者性をめぐる議論を整理したうえで、実務における現状を明らかにする。

(2) アメリカにおけるプロスポーツ選手の労働者性をめぐる議論を整理したうえで、実務における現状を明らかにする。

(3) 日本におけるプロスポーツ選手の事故補償に関する現状を把握した上で、今後の課題を明らかにする。

(4) アメリカにおけるプロスポーツ選手の事故補償についての現状と動向を明らかにし、これとの比較において日本の問題を浮き彫りにするとともに、問題解決への示唆を得る。

(5) アメリカ4大スポーツにおいては労働協約において労災補償制度が整備されている点に鑑み、アメリカプロリーグの労使関係の歴史、発展の経緯を明らかにする。

(6) スポーツにおける事故（労災）補償のあり方を検討する際の法的あるいは政策的視点を整理し、あるべき方向を模索する。

3. 研究の方法

本研究では実地調査、特に関係者への取材を通じて、日米における現状を把握し、制度の運用実態あるいは問題点を浮き彫りにし、今後の課題を整理することとした。具体的には以下のような調査を実行した。

(1) 日本における労使関係については、プロ野球機構、Jリーグ、プロ野球選手会、J

リーグ選手協会、bjリーグ事務局、Vリーグ事務局、日本ラグビー協会、四国アイランドリーグ（各担当責任者）への取材を実施し、①労使関係、②選手契約、③事故処理の現状と問題認識、④労災問題を巡る現場の意見に関する取材。

(2) アメリカのプロリーグにおける労使関係については、MLB コミッショナー事務局、MLBPA（選手会）への取材のほか、以下の研究者への取材を実施した。Lisa Masteralexis 教授 (University of Massachusetts Sport Management Department)、Glenn Wong 教授(同上)、Matthew Mitten 教授 (Marquette University Law School)。なお、マイナーリーグの実地調査では、AA Eastern League の Joe McEacharn 会長への取材を実施した。

(3) アメリカスポーツにおける労使関係の生成、発展の経緯については、上記 Lisa Masteralexis 教授との共同研究を実施し、2008年11月から2009年3月まで隔週の研究会を開催した。その成果については Sport and Recreation Law Association の学会において、同教授と共同で発表した。

(4) 各リーグの労働協約を入手し、労災補償制度の整備について整理し、比較検討を行った。加えて、各州の労災補償の概要をまとめた。

(5) アメリカ4大プロリーグの生成、発展の経緯に関する文献研究により、プロスポーツをめぐる労働法上の議論を明らかにした。

(6) アメリカプロスポーツの労災補償に関する文献研究により、現状と課題を明らかにした。

4. 研究成果

日本では、1985年にプロ野球選手会が東

京都地方労働委員会によって組合認定を受けるに至った。とはいえ、選手会が必ずしも、労働組合としての権利を行使することはなかった。また、個別的労働法については、スポーツ選手の地位について本格的に議論されることがないまま、実務上、労働基準法上の労働者性が否定されてきた。ただし、プロ野球では球団間の取り決めであるプロ野球協約に、選手報酬の最低保障が定められたほか、統一選手契約書には傷害補償として労災補償に対応する制度が導入された。

これに対して、新興のプロリーグについては、内部規定としての傷害補償制度はいまだ未整備のままであるといわざるを得ない。ゆえに選手にとって、公的労災補償制度の存在はきわめて重要であるといえ、今後、個別的労働法におけるプロスポーツ選手の位置づけ確定の作業が不可欠となる。

アメリカでは、プロリーグに所属する選手は労働者であるとされ、全国労働関係法 (NLRA) によって団体交渉権等が付与されている。こうして労使交渉により選手は傷害補償を含める様々な労働条件を改善させてきた。これに対して、公正労働基準法 (Fair Labor Standard Act) については、プロリーグ選手は、季節労働者 (seasonal employee) としてその適用 (保護対象) から除外されると解されている。また、労災補償制度については、各州が立法権を有し、独自の制度運営がなされている。すなわち、プロスポーツ選手の取り扱いについては、各州の間で以下のように大きく異なっている。(1) 制定法による労災の部分的または全面的対象外、(2) 判例法による対象除外、(3) リーグ内の労災制度と州法規定の労災制度の選択制、(4) リーグによる州労災給付の相殺。

ところでMLB、NFL、NBA、NHLのいわゆるアメリカ4大リーグでは選手会との間の合意に基づき労働協約に独自の労災補償制度が整備されており、公的労災補償制度のメリットはほとんどないといえる。これに対して、マイナー・スポーツあるいはマイナー・リーグの選手については、リーグ内の労災補償制度が不十分であることに加えて、州によっては公的労災補償制度の対象外とされている。このように、低収入の選手が労災におけるリスクを負うという社会正義上の問題が指摘されている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 川井圭司「ポスティング制度の法的検証 —プロ野球選手契約の拘束力と海外移籍規制—」同志社法学第332号pp. 4099-4138 (2009年)
- ② 川井圭司「日本におけるプロスポーツ法の現状と問題点 ～選手の権利をめぐって 日米欧比較の観点から～」日本スポーツ法学会年報14号pp. 28-41 (2007年)
- ③ 川井圭司「労働法学からみたスポーツ法研究の動向と課題」日本スポーツ法学会年報13号pp. 176-184 (2006年)
- ④ 川井圭司「プロスポーツと労働法をめぐる国際的動向」日本労働法学会誌108号pp. 115-126 (2006年)

[学会発表] (計4件)

① Lisa Masteralexis and Keiji Kawai, Labor Relations in Professional Baseball: A comparative of the United States and Japan, Sport and Recreation Law Association, 22nd Annual Conference on Sport, Physical Activity, 3.7.2009 at San Antonio, TX, The Menger Hotel

② Keiji Kawai, Labor Relations in Nippon Professional Baseball, The conference of National Sport Law Institution, 10.24.2008 at Marquette University Alumni Memorial Union, Milwaukee Wisconsin

③ 川井圭司「日本におけるプロスポーツ法の現状と問題点 ～選手の権利をめぐって 日米欧比較の観点から～」日本スポーツ法学会第14回大会 シンポジウム 2006年12月16日 於：早稲田大学

④ 川井圭司「プロスポーツと労働法をめぐる国際的動向」日本労働法学会第111回大会 シンポジウム 2006年6月4日 於：岩手大学

[図書] (計1件)

井上、小笠原、川井、森、齋藤、諏訪、濱野『導入対話によるスポーツ法学(第2版)』(不磨書房、2007年)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川井 圭司 (KAWAI KEIJI)
同志社大学 政策学部 准教授
研究者番号：50310701

(2) なし

(3) なし